

ボートレース鳴門ウズホールトイレ設置工事のうち管工事

設計図

図面リスト	
番号	名称
M-01	機械設備工事特記仕様書(1)
M-02	機械設備工事特記仕様書(2)
M-03	柵リスト・要領図
M-04	衛生器具表
M-05	給排水設備 ウズホール WC（1F平面図）
M-06	関係者用トイレ 平面図
M-07	換気設備 ウズホール WC（1F平面図）
M-08	屋外排水設備配置図

管工事仕様書

I. 工事名

ポートレース鳴門ウズホールトイレ設置工事のうち管工事

II. 工事箇所

徳島県鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜8番1の一部、8番2の一部、8番5、8番6、9番1、9番11、9番17、9番18、9番21、9番22の一部及び9番24、9番25並びに宇字岩浜48番1、48番11及び48番43の各一部

III. 建物概要

建物名称	ポートレース鳴門ウズホール	構造	鉄骨造	階数	地上1階
建築基準法による延床面積 (㎡)		消防法施行令別表第1の区分			

IV. 工事種目

種 目	工 事 概 要
給水設備工事	トイレ設置に伴う給水設備工事
排水設備工事	トイレ設置に伴う排水設備工事
給湯設備工事	トイレ設置に伴う給湯設備工事
換気設備工事	トイレ設置に伴う換気設備工事

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする。
本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事・別途)
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
(2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部(うち1部縮小版) ・竣工図の電子データ×1部 ・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)
(注)・竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○ 印 … 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート	・ コンクリート圧送工事作業 圧送施工
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
		・ タイル張り作業
		・ 大工工事作業
		・ 内外装板金作業
		・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
左官	左官	・ 左官作業
	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
建具	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
内装	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
	機械設備	・ 冷凍空調と機器施工作業

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込箇所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位

- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
監督員へも結果を提出すること。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
 - 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
・受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けること。
・受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けること。

- ・受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
 - ・受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - ・受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - ・受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - ・受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
 - 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)
(1) 対 象 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
 - 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
(4) 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
(5) そ の 他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

15. 工事実績情報の登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。
(1) 工事受注時 契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内
なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。
登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

17. 県内産資材の使用

- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工、製造された製品
注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

18. 県産木材の使用

- 受注者は、工事標識、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
19. 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。
 - 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。また、県内企業調達資材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
 - 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
 - 工事現場には工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
 - 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 - 工事現場への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
 - 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

17	第 1 次 施 工 日	第 2 次 施 工 日	第 3 次 施 工 日	第 4 次 施 工 日	第 5 次 施 工 日	第 6 次 施 工 日	第 7 次 施 工 日	第 8 次 施 工 日	第 9 次 施 工 日	第 10 次 施 工 日	第 11 次 施 工 日	第 12 次 施 工 日	第 13 次 施 工 日	第 14 次 施 工 日	第 15 次 施 工 日	第 16 次 施 工 日	第 17 次 施 工 日	第 18 次 施 工 日	第 19 次 施 工 日	第 20 次 施 工 日	第 21 次 施 工 日	第 22 次 施 工 日	第 23 次 施 工 日	第 24 次 施 工 日	第 25 次 施 工 日	第 26 次 施 工 日	第 27 次 施 工 日	第 28 次 施 工 日	第 29 次 施 工 日	第 30 次 施 工 日	第 31 次 施 工 日	第 32 次 施 工 日	第 33 次 施 工 日	第 34 次 施 工 日	第 35 次 施 工 日	第 36 次 施 工 日	第 37 次 施 工 日	第 38 次 施 工 日	第 39 次 施 工 日	第 40 次 施 工 日	第 41 次 施 工 日	第 42 次 施 工 日	第 43 次 施 工 日	第 44 次 施 工 日	第 45 次 施 工 日	第 46 次 施 工 日	第 47 次 施 工 日	第 48 次 施 工 日	第 49 次 施 工 日	第 50 次 施 工 日	第 51 次 施 工 日	第 52 次 施 工 日	第 53 次 施 工 日	第 54 次 施 工 日	第 55 次 施 工 日	第 56 次 施 工 日	第 57 次 施 工 日	第 58 次 施 工 日	第 59 次 施 工 日	第 60 次 施 工 日	第 61 次 施 工 日	第 62 次 施 工 日	第 63 次 施 工 日	第 64 次 施 工 日	第 65 次 施 工 日	第 66 次 施 工 日	第 67 次 施 工 日	第 68 次 施 工 日	第 69 次 施 工 日	第 70 次 施 工 日	第 71 次 施 工 日	第 72 次 施 工 日	第 73 次 施 工 日	第 74 次 施 工 日	第 75 次 施 工 日	第 76 次 施 工 日	第 77 次 施 工 日	第 78 次 施 工 日	第 79 次 施 工 日	第 80 次 施 工 日	第 81 次 施 工 日	第 82 次 施 工 日	第 83 次 施 工 日	第 84 次 施 工 日	第 85 次 施 工 日	第 86 次 施 工 日	第 87 次 施 工 日	第 88 次 施 工 日	第 89 次 施 工 日	第 90 次 施 工 日	第 91 次 施 工 日	第 92 次 施 工 日	第 93 次 施 工 日	第 94 次 施 工 日	第 95 次 施 工 日	第 96 次 施 工 日	第 97 次 施 工 日	第 98 次 施 工 日	第 99 次 施 工 日	第 100 次 施 工 日	第 101 次 施 工 日	第 102 次 施 工 日	第 103 次 施 工 日	第 104 次 施 工 日	第 105 次 施 工 日	第 106 次 施 工 日	第 107 次 施 工 日	第 108 次 施 工 日	第 109 次 施 工 日	第 110 次 施 工 日	第 111 次 施 工 日	第 112 次 施 工 日	第 113 次 施 工 日	第 114 次 施 工 日	第 115 次 施 工 日	第 116 次 施 工 日	第 117 次 施 工 日	第 118 次 施 工 日	第 119 次 施 工 日	第 120 次 施 工 日	第 121 次 施 工 日	第 122 次 施 工 日	第 123 次 施 工 日	第 124 次 施 工 日	第 125 次 施 工 日	第 126 次 施 工 日	第 127 次 施 工 日	第 128 次 施 工 日	第 129 次 施 工 日	第 130 次 施 工 日	第 131 次 施 工 日	第 132 次 施 工 日	第 133 次 施 工 日	第 134 次 施 工 日	第 135 次 施 工 日	第 136 次 施 工 日	第 137 次 施 工 日	第 138 次 施 工 日	第 139 次 施 工 日	第 140 次 施 工 日	第 141 次 施 工 日	第 142 次 施 工 日	第 143 次 施 工 日	第 144 次 施 工 日	第 145 次 施 工 日	第 146 次 施 工 日	第 147 次 施 工 日	第 148 次 施 工 日	第 149 次 施 工 日	第 150 次 施 工 日	第 151 次 施 工 日	第 152 次 施 工 日	第 153 次 施 工 日	第 154 次 施 工 日	第 155 次 施 工 日	第 156 次 施 工 日	第 157 次 施 工 日	第 158 次 施 工 日	第 159 次 施 工 日	第 160 次 施 工 日	第 161 次 施 工 日	第 162 次 施 工 日	第 163 次 施 工 日	第 164 次 施 工 日	第 165 次 施 工 日	第 166 次 施 工 日	第 167 次 施 工 日	第 168 次 施 工 日	第 169 次 施 工 日	第 170 次 施 工 日	第 171 次 施 工 日	第 172 次 施 工 日	第 173 次 施 工 日	第 174 次 施 工 日	第 175 次 施 工 日	第 176 次 施 工 日	第 177 次 施 工 日	第 178 次 施 工 日	第 179 次 施 工 日	第 180 次 施 工 日	第 181 次 施 工 日	第 182 次 施 工 日	第 183 次 施 工 日	第 184 次 施 工 日	第 185 次 施 工 日	第 186 次 施 工 日	第 187 次 施 工 日	第 188 次 施 工 日	第 189 次 施 工 日	第 190 次 施 工 日	第 191 次 施 工 日	第 192 次 施 工 日	第 193 次 施 工 日	第 194 次 施 工 日	第 195 次 施 工 日	第 196 次 施 工 日	第 197 次 施 工 日	第 198 次 施 工 日	第 199 次 施 工 日	第 200 次 施 工 日	第 201 次 施 工 日	第 202 次 施 工 日	第 203 次 施 工 日	第 204 次 施 工 日	第 205 次 施 工 日	第 206 次 施 工 日	第 207 次 施 工 日	第 208 次 施 工 日	第 209 次 施 工 日	第 210 次 施 工 日	第 211 次 施 工 日	第 212 次 施 工 日	第 213 次 施 工 日	第 214 次 施 工 日	第 215 次 施 工 日	第 216 次 施 工 日	第 217 次 施 工 日	第 218 次 施 工 日	第 219 次 施 工 日	第 220 次 施 工 日	第 221 次 施 工 日	第 222 次 施 工 日	第 223 次 施 工 日	第 224 次 施 工 日	第 225 次 施 工 日	第 226 次 施 工 日	第 227 次 施 工 日	第 228 次 施 工 日	第 229 次 施 工 日	第 230 次 施 工 日	第 231 次 施 工 日	第 232 次 施 工 日	第 233 次 施 工 日	第 234 次 施 工 日	第 235 次 施 工 日	第 236 次 施 工 日	第 237 次 施 工 日	第 238 次 施 工 日	第 239 次 施 工 日	第 240 次 施 工 日	第 241 次 施 工 日	第 242 次 施 工 日	第 243 次 施 工 日	第 244 次 施 工 日	第 245 次 施 工 日	第 246 次 施 工 日	第 247 次 施 工 日	第 248 次 施 工 日	第 249 次 施 工 日	第 250 次 施 工 日	第 251 次 施 工 日	第 252 次 施 工 日	第 253 次 施 工 日	第 254 次 施 工 日	第 255 次 施 工 日	第 256 次 施 工 日	第 257 次 施 工 日	第 258 次 施 工 日	第 259 次 施 工 日	第 260 次 施 工 日	第 261 次 施 工 日	第 262 次 施 工 日	第 263 次 施 工 日	第 264
----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------

- 受注者は、重量が100kg以上ものものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等や貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
29. 受注者はトラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業票」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 上下作業や下階の施工を利用しながらの上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工を得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
34. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
35. 本工事に使用する土木機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改定 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づく指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査並明りより評価された排出ガス浄化装置を着着するもので排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を着着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
36. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震設計基準及び同解説（平成8年度）（建設大臣官房庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
(1) 本工事の建物分類は（特定の施設・**一般の施設**）であり、地域係数は（**①0.0**・0.9）とする。
(2) 設計用水地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽などの貯槽には次は有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平地震度は次のとおり。

設置場所		機器種別	特定の施設		一般の施設	
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機	器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器		2.0	2.0	2.0	1.5
	水	槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機	器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器		1.5	1.5	1.5	1.0
	水	槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機	器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器		1.0	1.0	1.0	0.6
	水	槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- (4) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標柱の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 各種荷重計算
- 対象機器 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)
- 強度計算
- 対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)
- 土工事の残土処分
- (・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で(・ 行う(箇所) ・ 行わない) ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積)
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
- コンクリート工事
- 受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 第三者機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについては、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
- 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
- (1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)
- 工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
- 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者ととともに、書面により確認すること

43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | － | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | － | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |
- (注) ・低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。
44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)
- | 備品等名称 |
|-------|
| 保管場所 |
| 注意事項 |
45. 仮設トイレの洋式化
受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
・当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ(快適トイレ)」とする。
・当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
46. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。
対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

1. 特記仕様2(特記事項)
1. 配管の吊り及び支持は、「標丈」及び「標準図」に従い行う。(標丈 <2.2.6.1, <2.2.6.1>)
 2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行ない、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
 3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標丈 <2.2.7.1, 監理指針 <2.2.7.1>)
 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標丈」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを道り方にならぬ敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標丈 <2.2.7.1, 監理指針 <2.2.7.1>)
 5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
 6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
 7. スリーブ材については、「標丈 <2.2.2.7, 監理指針 <2.2.2.7>」による。貫通部の処理については、「標丈 <2.2.8.1, 標準図 施工1, 監理指針 <2.2.8.1>」による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
 8. 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
 9. 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高圧水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
 10. 保温工種別に於いて、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
 11. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
 12. 給水用配管で、ポンプ廻りの防振兼手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
 13. ポンプ及び屋外設備機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
 14. あと施工アンカーボルトの選定については、次のよう。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(受水槽・高架水槽・給水ポンプ装置)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体形状のアンカー又は金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(ダクトベース、パイプシャフト内)
屋外、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監理員との協議により塗装を省略することが出来る。
次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(一般居室、廊下等)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 16. 水圧試験、漏水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠へい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標丈 <2.2.9.1>)
 17. 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標丈 <5.2.1.1>)
 18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 <5.2.1.1>)
 19. 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
 20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標丈 <1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(井内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、(バルブの状態表示を示す表示札等)については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
 21. 機材の検査に伴う試験については、標丈 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
23. ユニット形浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕 <B3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
24. 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融鉛めっき仕上りの鋼板製若しくは溶融鉛めっき仕上りの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
25. 試運転調整にあたっては、「（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2）を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

VIII. 使用材料(管材)

	用 途	名 称	番 号	備 考
○	給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
	"	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
○	" (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	"	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
○	排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	"	耐火二層管(内管VP)		
○	排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
○	" (屋外)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
	給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
	"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	" (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管	
	" (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
	消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	" (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
	ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	" (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
		ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
	油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

IX. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督官の承諾を受ける。
 - (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

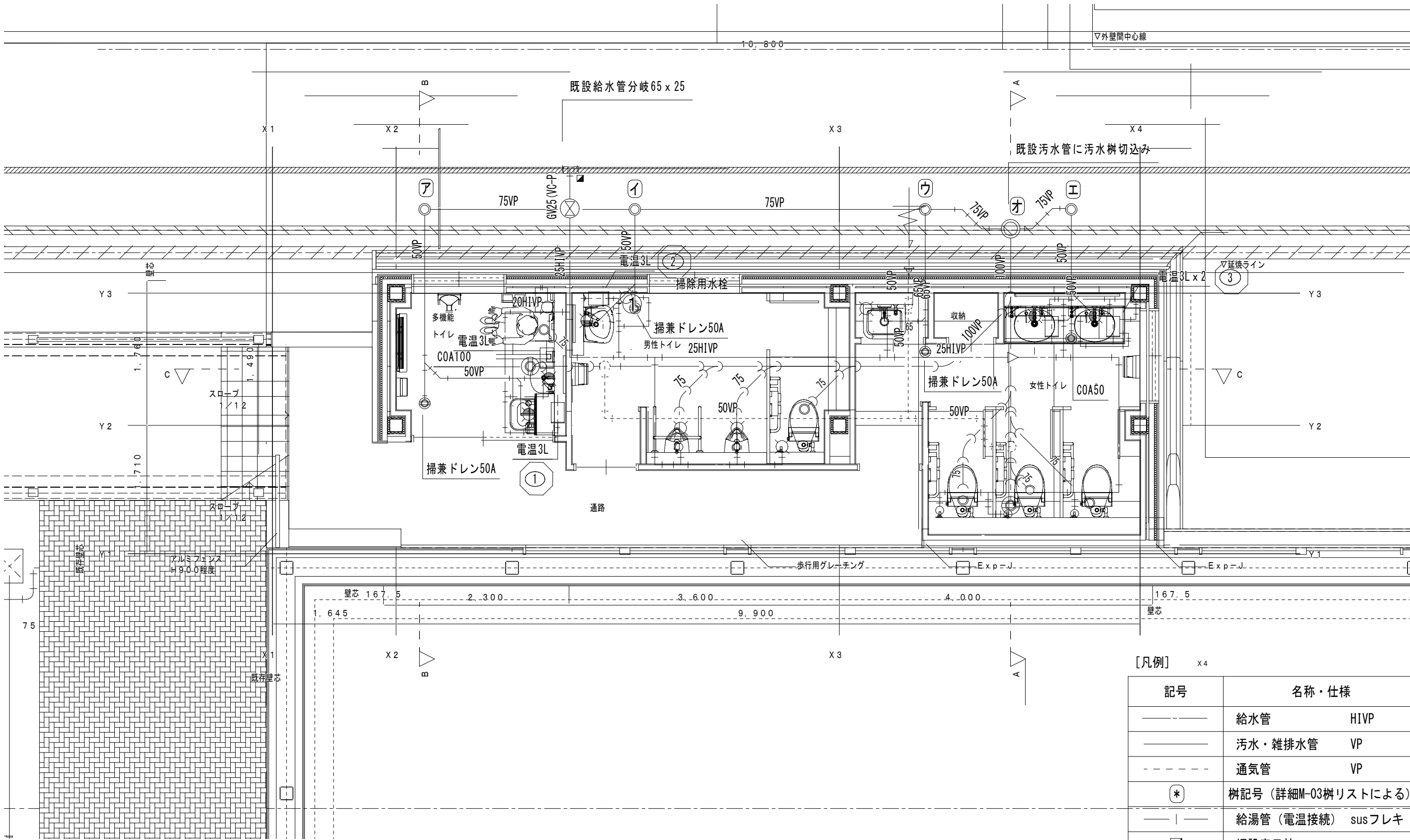
品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、 鋼製製ボイラー、 鋼製小型ボイラー、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鉄製)、 無圧式温水発生機(鋼製・鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、 立形遠心ポンプ、 水中モーターポンプ(汚水用、 雑排水用、 汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、 ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、 ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、 不活性ガス消火システム、 泡消火システム
鉄製ふた	マンホールふた、 昇井ふた

衛 生 器 具 表

参考品番は、TOTOを示すが他社相当品でよい。

名称	品番	付属品	合計	ウズホール					備考
				男子 トイレ	女子 トイレ	多 機能 トイレ	S K	通 路	
大便器	CFS498B 一式	掃除口付床置床排水大便器／CFS498B#NW1 棚付二連紙巻器／YH702	4	1	3				ウォシュレット／AC100V 311W
小便器	UFS900R#NW1	壁掛壁排水自動洗浄小便器	2	2					AC100V
多目的用手すり	T112CL9#NW1 一式	多目的手摺 L型／T112CL9#NW1	4	1	3				
小便器用手すり	T112CU22#NW1 一式	小便器用手すり／T112CU22#NW1	1	1					
多機能トイレ	CFS498BC 一式	掃除口付床置床排水大便器／CFS498BC#NW1 背もたれ／EWC283CR#SY 棚付二連紙巻器／YH702	1			1			ウォシュレット／AC100V 311W
可動式手すり	T112HK7R#NW1 一式	可動式手すり はね上げ・ロック付／T112HK7R#NW1	1			1			
腰掛便器用手すり	T112CL10#NW1 一式	腰掛便器用手すり L型／T112CL10#NW1	1			1			
洗面器（多機能トイレ）	L210C 一式	壁掛洗面器／L210C#NW1 壁排水金具／TLDP2105JA 水栓取付脚／TN154 アングル形止水栓／TL347CU 連結管（ステンレス仕様）／RHE43645N	1			1			電気温水器／AC100V 0.6
洗面器（男子トイレ）	L250C 一式	壁掛洗面器／L250C#NW1 壁排水金具／TLDP2105JA 水栓取付脚／TN154 アングル形止水栓／TL347CU 連結管（ステンレス仕様）／RHE43645N	1	1					電気温水器／AC100V 0.6
洗面器（2連）（女子トイレ） 間口1650mm,奥行600mm	マーブライトカウンター 一式	マーブライトカウンター／ML60L1650CPA13W 連結管／RHE436-60 壁排水金具／TLDP2105JA フロントパネル扉式／MFT4S1629DINB12W フリーサイズ大型鏡／MMA5A1650A1100W	1		1				電気温水器／AC100V 消費電力0.6kW×2台 角形 1650×1100
鏡	YM6090F	耐食鏡／YM6090F	2	1		1			角形 600×900
オストメイトパック	UAS81LDB1NW 一式	コンパクトオストメイトパック／UAS81LDB1NW#NW1	1			1			電気温水器／AC100V 0.6
ベビーチェアー	YKA15S 一式	ベビーチェア平面設置タイプ／YKA15S 固定金具 樹脂プラグ／T110D28	1			1			
ハンドドライヤー	TYC430WJ	床固定式	3	1	1	1			クリーンドライ吸引・高速 AC100V 0.92kW (MAX)
掃除用流し	SK22A 一式	掃除用流し／SK22A#NW1 壁排水金具／T37PGEP バックハンガー／T9R	1				1		
キー式掃除用ホース水栓	T28KUNH13	差込式（上水仕様）、キー式、ボックス共	1					1	

※電気温水器の特性はJISC3219に基づく。

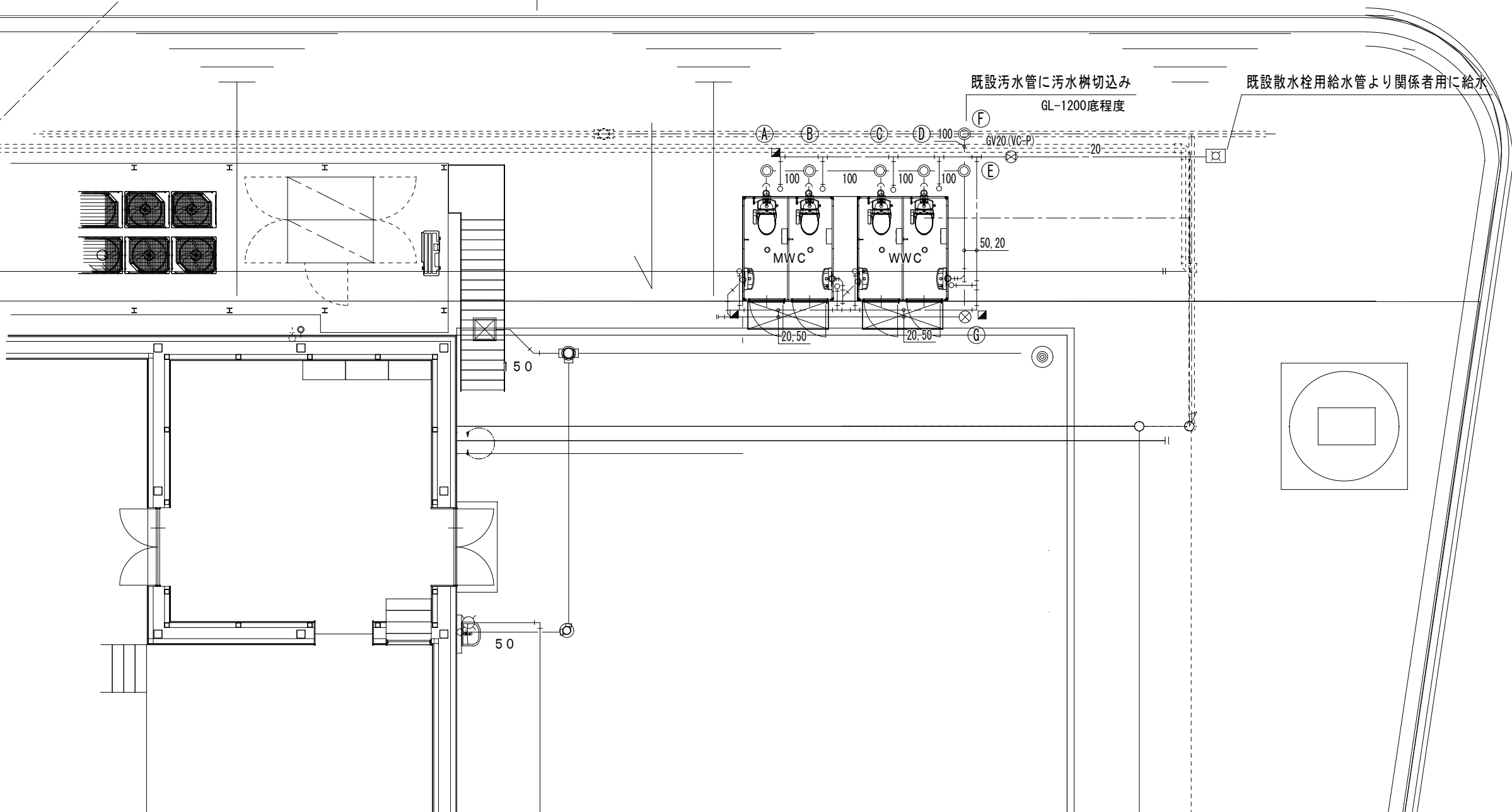


【凡例】		
記号	名称・仕様	特記なき配管サイズ
———	給水管 H1VP	20
———	汚水・雑排水管 VP	40
- - - - -	通気管 VP	40
(*)	桧記号 (詳細M-03桧リストによる)	
—— ——	給湯管 (電温接続) susフレキ	15
■	埋設表示杭	

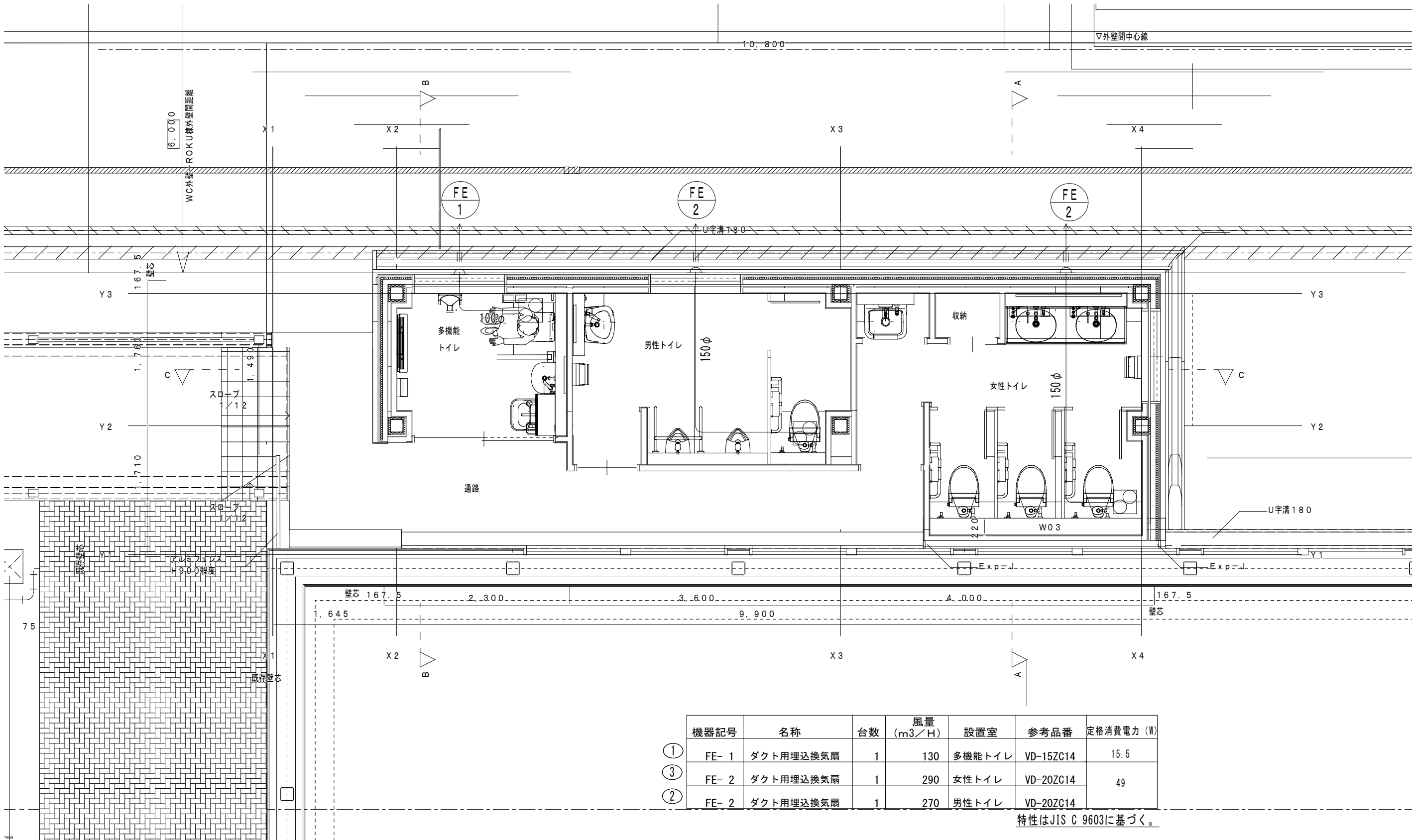
電温のドレン排水をとること。

注記

特記なき配管サイズは下記による。
トイレユニットの接続は屋外露出配管になる。
給水 HIVP20 露出部分は、保温及びSUSラッキング。
排水 VP40 露出部分は、カラーパイプ使用。
■ 埋設表示杭



訂正	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
----	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



機器記号	名称	台数	風量 (m3/H)	設置室	参考品番	定格消費電力 (W)
① FE- 1	ダクト用埋込換気扇	1	130	多機能トイレ	VD-15ZC14	15.5
③ FE- 2	ダクト用埋込換気扇	1	290	女性トイレ	VD-20ZC14	49
② FE- 2	ダクト用埋込換気扇	1	270	男性トイレ	VD-20ZC14	

特性はJIS C 9603に基づく。

注記：換気用ダクトはスパイラルダクトとする。

本工事建物を増築することにより、延焼ラインがかかるので、隣接建物「ロク」のベントキャップ 225Φ x 3か所をFDIに取付ける。
天井点検口追加も含めてこの工事に含めること。

